

## 宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例

### 目次

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議（第2条—第10条）

#### 第3章 宮代町いじめ問題調査委員会（第11条—第20条）

#### 第4章 宮代町いじめ問題再調査委員会（第21条—第27条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議

##### （設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

##### （所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- （2）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- （3）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

##### （組織）

第4条 連絡会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- （1）学校管理職
- （2）学校職員
- （3）学校配置相談員
- （4）宮代町教育支援センター職員
- （5）警察関係者
- （6）児童福祉関係者
- （7）人権擁護委員
- （8）宮代町PTA連絡協議会を代表する者
- （9）宮代町職員
- （10）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

##### （任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 連絡会議の会議は、第4条第2項第1号から第10号までの委員で構成する全体会議及び同項第1号から第4号までの委員で構成する事務部門会議とする。

4 連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 連絡会議は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3章 宮代町いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第14条第3項に規定するいじめ防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

(組織)

第13条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(委員長及び副委員長)

- 第14条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第15条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
  - 3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - 4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 調査委員会における調査の内容、方法等は、会議において定める。
  - 6 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議等の非公開)

- 第16条 会議及び調査の手続は、原則公開しない。

(任期)

- 第17条 委員の任期は、任命した日から第12条に規定する諮問事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

- 第18条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

- 第19条 第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第9条中「連絡会議」とあるものは「調査委員会」と読み替えるものとする。

(学校における調査)

- 第20条 教育委員会は、重大事態等が発生した場合で、法第22条に基づき組織による調査が一定程度進んでいると認められるときは、学校を主体とする組織において調査させることができる。
- 2 教育委員会は、前項により学校を主体とする組織において調査を実施させる場合は、当該組織の中にいじめ問題調査専門委員（以下「専門委員」という。）を配置することができる。
  - 3 専門委員は、法律、心理、教育等の専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

#### 第4章 宮代町いじめ問題再調査委員会

(設置)

- 第21条 法第30条第2項の規定に基づき、宮代町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 再調査委員会は、町長の諮問に応じて、重大事態に係る調査の結果等について必要な調査審議を行う。

(組織)

第23条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから町長が任命する。

3 調査委員会の委員であった者は、同一事案において再調査委員会の委員となることはできない。

(任期)

第24条 委員の任期は、任命の日から第22条に規定する諮問事項に係る調査審議が終了するまでの間とする。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(準用)

第27条 第8条及び第14条から第16条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第14条及び第15条の規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表 2 附属機関の委員中

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円
---------------------	------------	---------

」を

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円
いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円
いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円

」に

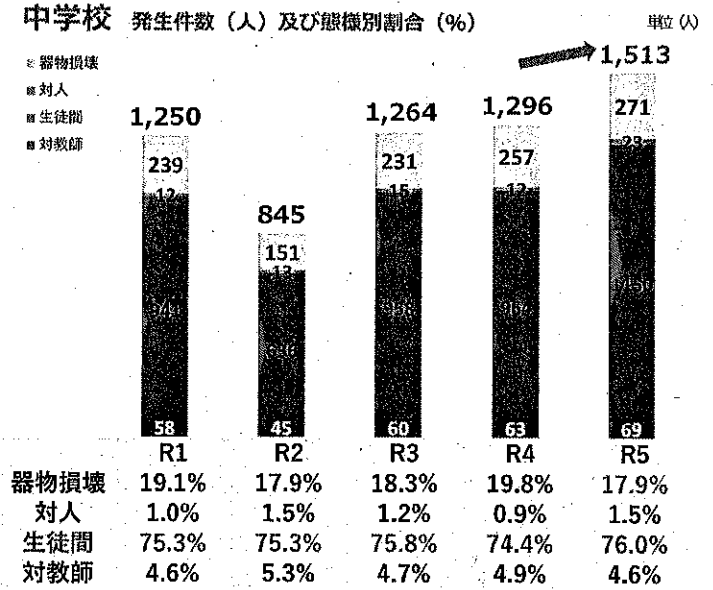
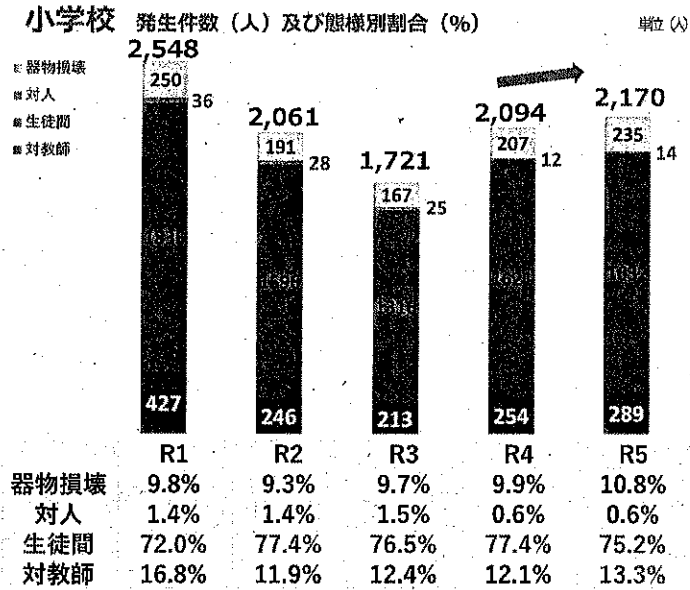
改める。

別表 3 その他の特別職に次のように加える。

いじめ問題調査専門委員	月額 20,000円	月額 300円
-------------	------------	---------

## 暴力行為発生件数の経年変化

○小学校は微増。中学校は増加した。 ※令和2年度は、4・5月が臨時休業  
 ○小・中学校ともに生徒間暴力が最も多く、次に小学校は対教師暴力、中学校は器物損壊が多い。

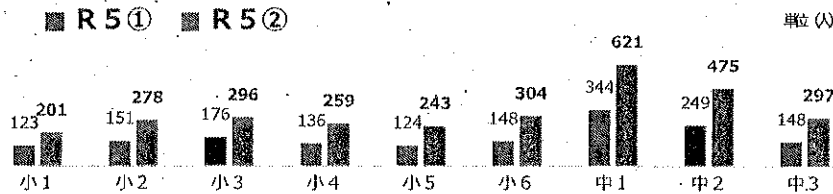


## 暴力行為加害児童生徒数

○小学校は学年による差は少ない。中学校は1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少。  
 ○暴力行為を2回以上行った児童生徒の全加害児童生徒数に占める割合は小学校は約23.2%、中学校は約13.6%。

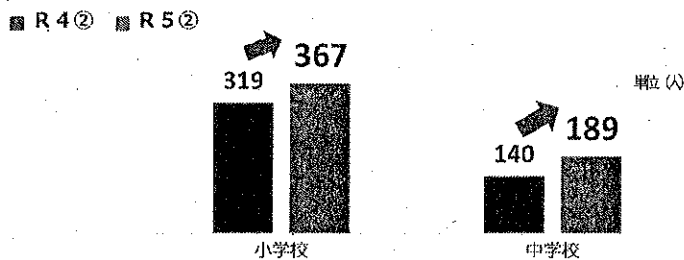
令和5第1・2回調査 加害児童生徒数(人)

加害児童生徒総数(人)



	第1回調査	第2回調査
小学校	1215	1581
中学校	736	1393

令和4・5年度 第2回調査 暴力行為を2回以上行った児童生徒数(人)



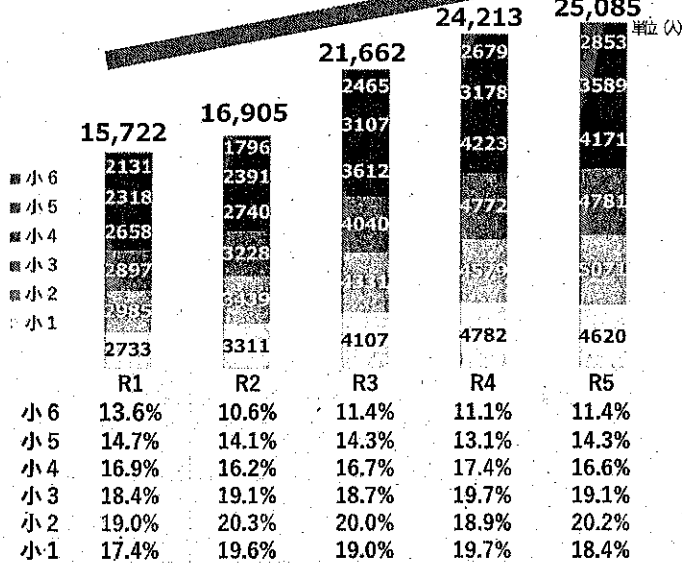
暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合

	R4第2回調査	R5第2回調査
小学校	19.3%	23.2%
中学校	11.5%	13.6%

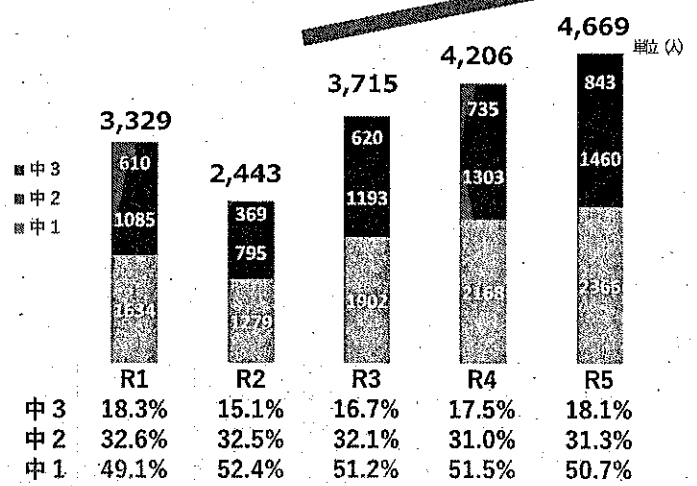
# いじめ認知件数の経年変化

○いじめ認知件数は令和4年度と比較して小・中学校とも増加している。 ※令和2年度は、4・5月が臨時休業  
 ○5年間の経年変化を見ると、小学校は増加、中学校は令和2年度減少するが、令和3年度から増加。  
 ○小学1～3年生のいじめは全体の約57.7%。中学1年生のいじめは全体の約50.7%。

小学校 発生件数及び学年別割合



中学校 発生件数及び学年別割合

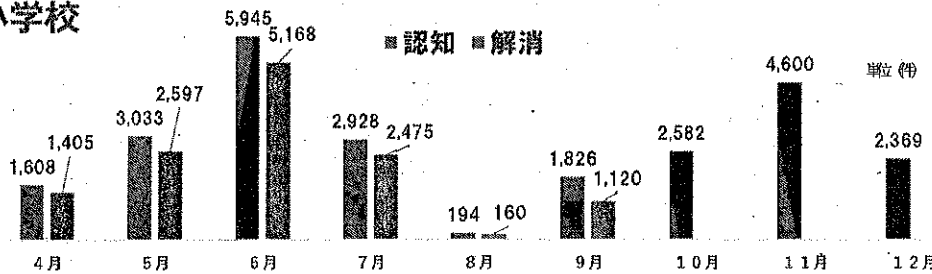


# 月ごとのいじめ認知件数

※いじめ解消には3か月の見守り期間が必要なため、10～12月の解消は計上なし。

○小・中学校ともに6・11月にいじめを積極的に認知している。  
 ○9月までのいじめの解消率は、小学校で約83.2%、中学校で約82.7% (12月末日現在)。  
 ○4月のいじめが小・中学校ともに全解消となっていない。→いじめの継続または見守りの長期化が考えられる。

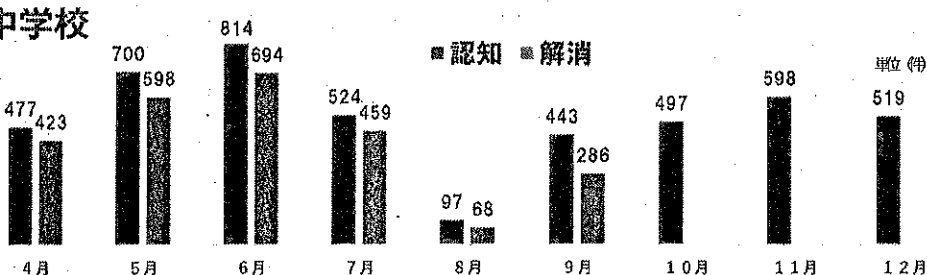
小学校



R5.4～R5.9	小学校
認知件数	15,534
解消件数	12,925
解消率	83.2%

R4.4～R4.9の調査では、84.2%

中学校



R5.4～R5.9	中学校
認知件数	3,055
解消件数	2,528
解消率	82.7%

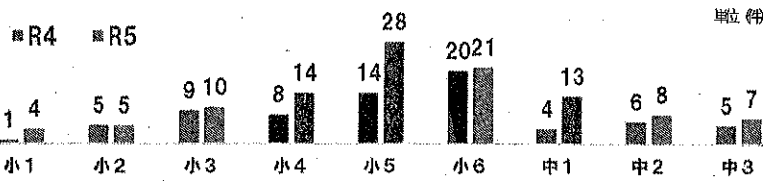
R4.4～R4.9の調査では、82.3%

# 1人1台端末を使ったいじめの認知件数

○1人1台端末を使ったいじめは、小学校・中学校ともに増加している。

○1人1台端末を使ったいじめの内容は、小学校・中学校とも、悪口・画像や動画を使ったいじめが多数見られた。

一人一台端末を使ったいじめの認知件数



	R5.4~R5.12	小学校	中学校
1人1台端末を使ったいじめ認知件数		82	28
いじめ認知件数		25,085	4,669
割合		0.33%	0.60%

R4.4~R4.12の割合→小学校0.24%、中学校0.36%

【1人1台端末を使ったいじめの内容】

<小学校>

- ・授業中に、悪口を数回にわたり送られた。・必要以上にロックをかけられた。
- ・放課後の公園で、男子児童が排泄しているところを学習用端末で撮影し、その様子を他男子児童に見せた。
- ・加害児童が性的な動画をタブレットで表示し、被害児童に見よう強要した。また、被害児童に対して口止めをして脅した。
- ・人を殺す絵や「死ね」などと書いて送信した。・特定の子の嫌いなところを質問していた。・勝手に動画を撮影し投稿された。

<中学校>

- ・他人の写真を編集し共有した。・悪口を書き込んだ。・画像にいたずら書きをしてクラスのチャットに投稿した。
- ・授業中に調べ学習の際、加害生徒が被害生徒のタブレットを使用して卑猥なワードをたくさん検索した。
- ・休み時間中、いたずらをされ、検索履歴に卑猥なサイトへのアクセス履歴を残された。
- ・音声を加工するサイトを使用し、気に入らないクラスメイトを揶揄する内容を音声として流し、対象生徒を傷つけた。
- ・別の人のタブレットを用いて、アダルトサイトにつなぎ、そのままの画面にしていた。
- ・個人が特定できる画像を、アプリ内の掲示板に掲載してしまった。
- ・部活での練習風景を撮影した動画を、自分のスマートフォンに転送し、動画文字を入れて加工した。

1人1台端末を使ったいじめは、学校管理下で学校が配布した道具を使っていじめが行われている点が問題である。

# 30日以上長期欠席者数の経年変化

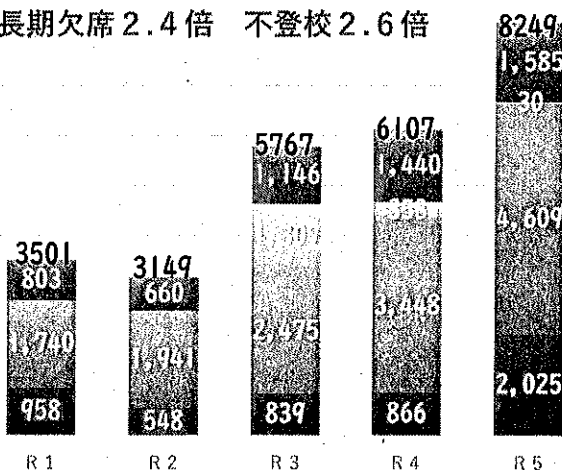
○長期欠席者数・不登校数は、過去5年間で比較すると、小・中学校ともに増加している。

○病気を理由に欠席する児童生徒が増加している。特に小学校の増加が著しい。

(※R2は、調査期間(4/1~8/8)4・5月は臨時休業)

小学校 R1とR5の比較

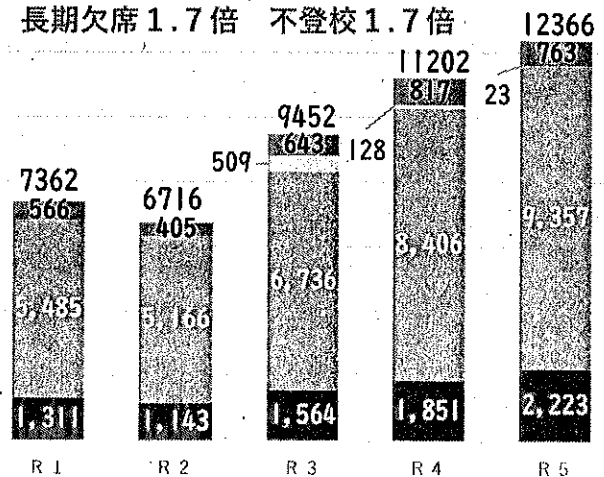
長期欠席 2.4倍 不登校 2.6倍



■病気 ■経済的理由 ■不登校 ■新型コロナ感染回避 ■その他

中学校 R1とR5の比較

長期欠席 1.7倍 不登校 1.7倍

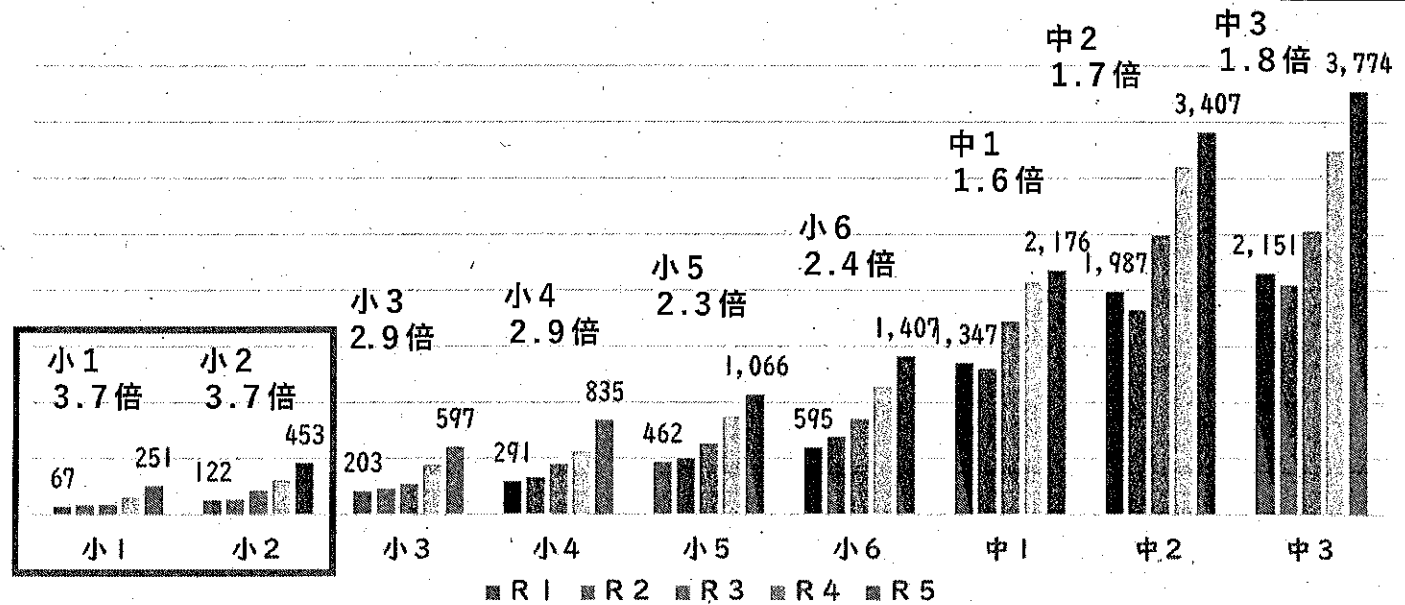


■病気 ■経済的理由 ■不登校 ■新型コロナ感染回避 ■その他



## 不登校児童生徒数の過去5年間の経年変化（学年別）

- 不登校児童生徒は全ての学年で増加している。
- 令和元年と令和5年を比較すると特に小学校1年、2年で増加の割合が高い。



## 指導要録上の出席扱いとなった児童生徒数（学年別）

- 出席扱いとなった児童生徒の割合は、小学校で平均約13.0%、中学校で平均約14.9%である。
- 「指導要録上の出席扱い」に関する本人及び家庭への通知表等での連絡は、出席扱いした日数を反映する学校が増加している。

項目/学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
① 学校外の機関等	11	34	31	55	89	119	197	388	401
② ICT等の活用	4	21	26	33	48	74	28	96	66
③ ①、②両方	3	7	13	27	22	44	41	71	41
合計	18	62	70	115	159	237	266	555	508
不登校児童生徒数	251	453	597	835	1,066	1,407	2,176	3,407	3,774
割合	7.2%	13.7%	11.7%	13.8%	14.9%	16.8%	12.2%	16.3%	13.5%

	小学校数	中学校数
①指導要録上の出席扱いとした出席日数を通知表等に反映し、家庭に渡している。	228	202
②指導要録上の出席扱いをしているが、出席簿の出欠席の状況を反映し、家庭に通知表等を渡している。	70	120

# 不登校児童生徒への対応について

○児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援は、小学校56.5%、中学校57.3%実施  
 ○家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けは、小学校56.8%、中学校80.8%実施 複数回答

区 分	小学校		中学校	
	実人数	割合	実人数	割合
① 児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援を実施している。	2,605	56.5%	5,359	57.3%
② 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けを実施している。	2,618	56.8%	7,565	80.8%
③ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫をしている。	2,858	62.0%	6,013	64.3%
④ パソコン等で民間業者が提供するICT教材や個別学習できるシステムを活用した学習の機会を提供している。	1,699	36.9%	4,029	43.1%
⑤ 市町村立教育支援センター等作成のICT教材を活用した学習の機会を提供している。	428	9.3%	1,800	19.2%
⑥ 学校のプリントを活用した学習の機会を提供している。	3,066	66.5%	7,591	81.1%
⑦ 通信教育を活用した学習の機会を提供している。	356	7.7%	762	8.1%
⑧ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習の機会を提供している。	1,536	33.3%	2,531	27.0%
⑨ 教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等と連携し、学習の機会を提供している。	824	17.9%	1,649	17.6%
⑩ I人I台端末を活用した心や体調の変化の早期発見のためのアプリ等を用いた把握をしている。	521	11.3%	620	6.6%
⑪ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）を校内に設置し、学習の機会を提供している。	422	9.2%	1,447	15.5%
⑫ ④⑤⑥⑦⑧⑨を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとしている。	661	14.3%	1,329	14.2%

## いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

## ● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

## ● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

## ◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があります。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

## ◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



## ◆ いじめの定義を再確認しましょう。

## いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋏を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においていじめがあったものとして取り扱ってください。



## ◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

### 事例

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

## ◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

## ◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

### 1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

### 2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

## 町内のいじめ・不登校の現状について

宮代町教育委員会

◆ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による

## 1 いじめの認知件数の推移（直近5年間）

	H31・R1	R2	R3	R4	R5
小学校	132	170	246	543	558
中学校	14	16	10	11	6
合計	146	186	256	554	564
解消数	137	141	226	351	425
年度内解消率	94%	76%	88%	63%	73%

## 2 不登校児童生徒数の推移（直近5年間）

	H31・R1	R2	R3	R4	R5
小学校	2	2	4	15	18
割合	0.14%	0.13%	0.26%	0.97%	1.14%
※県割合	0.47%	0.72%	0.90%	1.23%	
中学校	19	11	18	29	39
割合	2.67%	1.56%	2.67%	4.23%	5.69%
※県割合	3.11%	3.58%	4.46%	5.49%	
合計	21	13	22	44	57
割合	0.96%	0.59%	1.00%	1.97%	2.51%
児童生徒数	2186	2197	2203	2237	2268

## 3 現状について

\*令和5年度の「いじめの認知件数」は小学校558件（15件増）、中学校6件（5件減）となった。いじめの認知については、早期から把握・発見をし、見守りや必要に応じて指導を行い、解決につなげていくために積極的な認知を行っている。指導が困難だったり、解消までに時間を要したりするケースもあるが、各校で組織的な対応を行っている。

\*令和5年度の「不登校児童生徒数」は、小学校18名（3名増）、中学校39名（10名増）となった。57名の不登校児童生徒のうち、昨年度からの継続不登校児童生徒が25名、新たな不登校児童生徒が32名であった。

\*不登校児童生徒及び家庭への支援として、学校復帰が一つの選択肢ではあるが、それに執着することなく、本人や保護者の意見も聞きながら、9年間を見通した支援及び児童生徒が自分の進路を主体的に考えられるような支援を行うことが重要である。

## 4 町の主な取組

- (1) 宮代町いじめ防止基本方針の策定【各校も策定／HPに掲載】
- (2) 宮代町いじめ不登校対策連絡会議の実施【年3回】
- (3) 宮代町教育支援センターの開設【平日9:00～16:30】
- (4) さわやか相談員【週5日×3名】及びボランティア相談員【週3日×3名】の中学校への配置と活用
- (5) 不登校対策学習支援員の配置と活用【週3日×3名】
- (6) スクールソーシャルワーカーの配置と活用【週2日×1名】
- (7) スクールカウンセラーの配置と活用【小・年11回／中・年20日or40日】